

J Rサービック労「発」第8号  
2023年11月24日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合  
執行委員長 柳楽 関

2023年度年末手当の回答に対する再申し入れ及び団体交渉設定に  
関する申し入れ

11月22日、会社は2023年度年末手当の支給について回答したが、その内容はJ S労の要求と大きくかけ離れたものであり、とても容認できるものではない。

又、本日の年末手当の回答に関する団体交渉の日程調整に際しての対応は、サービック会社の信義則違反である。

従って、今日までのJ S労に対する信義則違反の姿勢を猛省し、職場で懸命に働く社員の苦労に報いる為にも、下記の通り再度申し入れるので早急に団体交渉を開催し誠意をもって回答すること。

記

- 1 今次年末手当の回答を撤回しJ S労の要求通り、社員、継続社員、契約社員の年末手当は、基準月額の3.3箇月とすること。
- 2 パート社員の年末手当は、一律10万円とすること。

以上